

新事業承継税制の選択適用について

- 平成 26 年 12 月 31 日以前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した非上場株式等について、旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、**平成 27 年 1 月 1 日以後**の期間について新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。

1 新法選択届出書の提出期限

新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受ける場合には、**次の①又は②のいずれか遅い日**（以下「提出期限」といいます。）までに、所轄の税務署に新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けようとする旨などを記載した書類（以下「新法選択届出書」といいます。）を提出する必要があります。

① 平成 27 年 1 月 1 日以後、最初に到来する継続届出書の提出期限（※）

② 平成 27 年 3 月 31 日

※ 「継続届出書の提出期限」とは、相続税又は贈与税の申告期限の翌日から 1 年を経過するごとの日の翌日から 5 か月を経過する日（申告期限の翌日から 5 年経過後は 3 年を経過するごとの日の翌日から 3 か月を経過する日）をいいます。

2 具体的な新法選択届出書の提出期限の判定

| 税目 | 区分 | | 提出期限 |
|-------------|----|---|-------------------------------------|
| 相 続 税 | 1 | 平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に継続届出書の提出期限がある場合 | 平成 27 年 3 月 31 日(火) |
| | 2 | 平成 27 年 4 月 1 日以後に継続届出書の提出期限がある場合 | 平成 27 年 4 月 1 日以後、最初に到来する継続届出書の提出期限 |
| 贈 与 税 | 1 | 平成 25 年 12 月 31 日以前の贈与により取得した非上場株式等について旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合 | 平成 27 年 8 月 17 日（月） |
| | 2 | 平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の贈与により取得した非上場株式等について旧事業承継税制の適用を受ける場合 | 平成 28 年 8 月 16 日（火） |

(注) 先代経営者（被相続人又は贈与者）から旧事業承継税制の適用に係る相続若しくは遺贈又は贈与により次の法人の株式等を取得している（又は取得する）場合には、新事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることはできません。

- ・ 旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）非上場株式等に係る会社及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人は含まれません。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等は含まれません。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の 3% 以上に相当する場合における当該法人の株式等（旧事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）非上場株式等に係る会社及びその会社の同族関係者で合わせて、一銘柄につき発行済株式総数等の 3% 以上を保有する上場株式等をいいます。）

- 新事業承継税制の一定の改正事項を適用する場合には、所轄の税務署への手続のほか、地方経済産業局へ申出書を提出するなど所定の手続が必要です。中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】において関連する情報が掲載されておりますのでご確認ください。